

静岡県教育委員会

議事録

令和元年度 第22回定例
3月19日(木)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年3月19日に教育委員会第22回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和2年3月19日(木) | 開会 | 9時30分 |
| | | | 閉会 | 12時00分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 | |

事務局(説明員)	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事(総括担当)
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	中 川 好 広	福利課長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課参事
	谷 学	義務教育課人事監
	山 田 伸 代	特別支援教育課指導監
	山 本 芳 弘	教育総務課課長代理
	戸 塚 康 史	義務教育課課長代理
	後 藤 祐 介	教育総務課監察班長
	小 山 敦 史	義務教育課指導班長

4 その他

- (1) 第51、52、53、54号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項1、2、3は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 53、54、55、56 号議案及び報告事項 3 は人事案件のため、非公開と
したいが、異議はあるか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは第 53、54、55、56 号議案及び報告事項 3 は非公開とする。
公開案件から審議する。

第 51 号議案 新たな任用制度の施行に伴う関連規則等の一部改正

教 育 長： 第 51 号議案「新たな任用制度の施行に伴う関連規則等の一部改正」
について、山本教育総務課長代理より説明願う。
教育総務課課長代理： <議案についての説明>
教 育 長： 質疑等はあるか。
藤 井 委 員： 新たに評価をすることになるわけだが、評価をするということは、単
純に評価者が監察をして評価をするのか、それとも目標をあらかじめ設
定して、執行状況などで評価をするのか。
教育総務課課長代理： あらかじめ目標を設定するが、正規職員と異なるのは、正規職員は
行動評価と業績評価の 2 枚で評価していくが、会計年度任用職員につい
ては、行動評価のみで実施する予定である。
藤 井 委 員： 経費面で追加負担というものはあるのか。評価をした結果、何らかの
手当であったり、報酬といった給与に反映させるのではないかと思うが。
教育総務課課長代理： 報酬等には反映しない。
藤 井 委 員： 単に手続き上、評価をするだけということか。
教育総務課課長代理： 手続き上という点についてはその通りだが、次の年度についても任
用がある場合は、職員として選考する際の評価材料にも使う予定である。
藤 井 委 員： 承知した。これまで、年度を継続して任用する場合は、どのように対
応していたのか。
教育総務課課長代理： 非常勤講師については、各所属長、校長の面接により選考をしてい
た。
藤 井 委 員： よく分からないが、手間が増えたという印象である。
教育総務課課長代理： これまでよりも判断する材料が増えたと御認識いただければと思う。
教育総務課参事： 事務職員については、ハローワークを通して公募をしているが、来年
度から、この評価を行うことで、良い評価であれば、次年度も継続して

任用する場合、公募を行わずに任用することができる。公募の段階が省略できるということである。

渡 邊 委 員： 欠員に対してだけ公募を行うのか。

教育総務課参事： そうである。

藤 井 委 員： そのことについて、説明が無く、議案の中のどこにも書いていない。非常に大事な点であると思うが。

伊 東 委 員： 今の話は、非常勤講師の話か。

教育総務課参事： 公募しているのは事務職員である。非常勤講師は公募が難しい面があるため、公募は行っていない。評価は人材育成に繋がり、これまで非常勤講師は管理職と面談する機会がなかったが、評価制度の対象になることで、定期的に話をする機会ができるということになる。

藤 井 委 員： せっかく新たに導入するのであれば、評価のための評価ではなく、実際によりの確な指導をすとか、より良い職務の執行のために活用するという要素が本質的に必要であると思う。でなければ、形式的に評価するというのを付け加えるだけで終わってしまうことになりかねない。

教 育 長： 藤井委員の御意見について参考としたい。やはり評価される側にもメリットがあるべきだと思う。今後、評価の方法が変わる際に、どのようなメリットがあるかという点についても、説明するようにする。他に意見はあるか。

渡 邊 委 員： 1点確認したい。資料2Pの下部に、特別職非常勤職員と会計年度任用職員の違いが記載されているが、これまで特別職非常勤職員扱いだったのが、会計年度任用職員になるということであると思うが、そうすると特別職非常勤職員という身分の方はなくなるのか。

教育総務課課長代理： 教育委員の皆様や社会教育委員、学校医といった方々が該当する。

渡 邊 委 員： 承知した。どういった方が対象になるかわからなかったため確認した。

藤 井 委 員： 我々も評価の対象になるということか。

教育総務課課長代理： 教育委員の皆様は、特別職非常勤職員から変わらないため、評価の対象とはならない。

藤 井 委 員： 今の説明については承知した。特別職非常勤職員については、地方公務員法は適用除外となっているが、法律的にはどの法律の適用となるのか。地方公務員でもなく国家公務員でもない特別職非常勤職員のための法律はあるのか。

教育総務課課長代理： 特別職の地方公務員となる。

藤 井 委 員： そうでありながら、地方公務員法の適用除外なのか。

教育総務課課長代理： そうである。

藤 井 委 員： 確かに任命された際には、特別職と記載されていた覚えはあるが。

伊 東 委 員： 今回の改正で変わるのは、非常勤講師のみか。

教育総務課課長代理： 非常勤講師だけではなく、非常勤の事務職員等も対象となっている。

伊 東 委 員： 非常勤講師等の「等」とは、事務職員のことか。

教育総務課課長代理： 「等」には、非常勤の養護教諭や実習助手、学校栄養職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった方々も含まれて

いる。

教 育 長： かなりの数が対象になると思う。

教育総務課課長代理： そうである。

伊 東 委 員： 非常勤の職員というのは、単年度の契約か。

教育総務課課長代理： そうである。

伊 東 委 員： 更新は何回までといった制限はないのか。

教育総務課課長代理： 今回の改正でなくなる。

伊 東 委 員： 翌年の任用について、大体いつ頃決まるのか。

教育総務課課長代理： 所属によって異なるが、概ね3月になると思う。

伊 東 委 員： 評価はいつやるのか。

教育総務課課長代理： 年度末である。

伊 東 委 員： 先ほどの話では、評価の結果がでなければ次年度の任用について決められないと思うが。

教育総務課課長代理： その通りである。任用を決める前には、評価の結果を出す。

教 育 長： 少し資料が分かりづらくなってしまっていたと思う。次回以降は気を付けるようにしたい。

伊 東 委 員： 非常勤講師等にどんな職種が含まれているのかということと、それぞれのくらの人数を採用しているのかといった情報も欲しい。

教育総務課課長代理： 承知した。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第51号議案は原案どおり可決する。

第52号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

教 育 長： 第52号議案「静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正」について、山本教育総務課長代理より説明願う。

教育総務課課長代理： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 持ち出しに関して、許可を受ければ良いという形にするわけだが、それに伴い、盗難であったり紛失であったりといったリスクが生じると思うが、その辺の話についての記載がないが、どのように考えているか。

教育総務課課長代理： これまでは、個人情報について管理者の許可が必要であったが、今回サテライトオフィスや在宅勤務の制度の試行が始まり、個人情報以外の公文書についても持ち出す機会が増えるであろうという想定のもと、改正するものである。

藤 井 委 員： 回答になっていないと思う。リスク管理について確認している。申請

を受ければリスクに関して何の変更もせず、対策も何も考えずに許可するのか。公文書の持ち出しについてであるため、普通は、管理の仕方や万が一の場合はどう対応するのかといったこと等、整理すべきことがたくさんあると思うが、そのことに関して何も触れられていない。

教育総務課課長代理： その点については、文書管理規程であらかじめ定められている。

藤井委員： 今回、持ち出すことを新たに許可できるようにするということであるため、これを前提にしていないリスク管理は従来からあると思われる。持ち出しを許可することを前提にしたリスク管理はどうするのかということである。

教育総務課課長代理： その点については、今後決めていきたい。

伊東委員： 公文書の持ち出しという概念は、何か定義されているのか。例えばクラウドみたいなところに保存していたものを、ブラウザを使って見るのは持ち出しに当たるのか、またはダウンロードした段階で持ち出しにあたるのか。電子的な媒体を使わなければ、在宅勤務やサテライトオフィスの対応は難しいと思うため、その整理について確認したい。

教育総務課課長代理： サテライトオフィスや在宅勤務する際には、県庁で準備したパソコンを自宅に持ち帰るが、各パソコンから職員のIDとパスワードにより、所属で使っているサーバーにアクセスできるようになる。

伊東委員： どういうやり取りをしたら、持ち出しに相当するのか。

教育総務課課長代理： 持ち出しに関しては、基本として紙媒体を想定している。それ以外については、USB等の媒体を使わなくても持ち出しができるという想定である。

伊東委員： 紙媒体とかそういう話ではなく、ブラウザを使用して文書を閲覧するというを行った場合には、それは持ち出しには当たらないのか。

教育総務課課長代理： 整理が足りず申し訳ない。しっかりと線引きをしていきたい。

渡邊委員： 現状はどうなっているのか。

教育総務課課長代理： 現状については、個人情報扱う公文書については管理者の許可が必要となっており、そうでない文書については持ち出しているのが現状である。

渡邊委員： 今後、外部で職場から与えられた機材によって見るという事に対しての規定ということか。

教育総務課課長代理： そうである。

渡邊委員： 職場から許可されたパソコンやタブレットといったものでなければ、アクセスできないということが前提としてあるのか。

教育総務課課長代理： そうである。

渡邊委員： 在宅でも問題ないか。

教育総務課課長代理： 貸与されたパソコンで対応するため、問題ない。

藤井委員： 貸与を受けた端末を家に持ち帰り、私的にアクセスして公文書を見るのは持ち出しではないという事で良いか。

教育総務課課長代理： そうである。

藤井委員： 今までではそれができなかったということか。

- 教育総務課課長代理： 今までは、在宅勤務やサテライトオフィスといった制度が無かったため、実施しようと思ってもできなかった。
- 藤井委員： 私はタブレットの貸与を受けて、グーグルドライブの資料を見られる状態にある。これまでもできたということではないのか。今回の改定は一体何なのか。
- 伊東委員： 職員が持っているパソコンというのは、閲覧はできるがダウンロードはできないように、物理的に制御されているのか。
- 教育総務課課長代理： そのパソコンに保存はできない形となっている。
- 伊東委員： スクリーンショットもできないか。
- 教育総務課課長代理： そうである。
- 藤井委員： 写真では撮れてしまうと思うが。リスクというのはそういう所で、性悪説に立って考えなければならない。反対とか賛成ということではなく、ただ改正を行うだけで、定義付けも再検討されず、リスク管理について何の追加項目もないということはある程度得ない。本来は全てパッケージで考えるべきことである。逆に言えば、落ちのある議案であるため、承認できないということもあり得る。その辺の整理が既にされていて、この項目だけが最後の議案内容であるということであれば分かるが、そうであるならそのことを示してもらわなければ理解できない。
- 渡邊委員： 全体像が見えず、言葉だけ変えるものであるという風に見える。従来から恐らくセキュリティという部分についても、規定があると思われるので、その辺りについてどのように文書などを適切に管理しており、今回はこの部分が変わる、という説明が欲しい。我々も、全ての事前知識があつて議案について判断できるわけではないため、その前提条件について示していただければ、提出していただいた議案が適切であるか否かという点が、判断できない。そこを理解できるような資料の出し方にして欲しい。
- 藤井委員： この議案について、もし本日議決に至らなければ事務処理上、不都合が生じるのか。逆に言うと、次回までに不明になっているところを全て明らかにした上で、再度、議案にあげるということはあるか。できるのであればそうしてもらいたいが。
- 教育総務課課長代理： 4月1日施行を想定しているため、本日の定例会で議決をお願いしたい。
- 教育長： 頂いている質問について、クリアにする必要がある。
- 藤井委員： 議案や手続きについては理解した。本日この場でなくても構わないので、追加の資料を明示して電子的に決議できないか。
- 教育部長： 後日皆様に資料を提示して御納得いただくことを条件として、今この場では決議を頂くという形で対応させていただきたい。
- 藤井委員： 条件が満たされなければ否決である。
- 教育部長： そのように考えている。
- 藤井委員： 条件付きということに関して異議はない。いつまでに示してもらえるのか。

教育総務課課長代理： 来週の水曜日までに送信させていただく。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり条件付きで可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 52 号議案は条件付きで原案どおり可決する。

報告事項 1 春季休業中及び新学期からの対応

教 育 長： 報告事項 1 「春季休業中及び新学期からの対応」について、名雪健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 臨時に休業した期間について、未了となる部分の扱いについてはどうするのか。

義務教育課指導班長： 未了分については、個々の学校の状況により、新年度で対応したり、春の休業期間中の課題の出し方などで対応する。

藤 井 委 員： 小学 6 年生や中学 3 年生の未了分はどうするのか。

義務教育課指導班長： 基本は課題という形で到達していない部分については、対応していく。

藤 井 委 員： 柔軟に対応ができていて、それ自体に対して対策もしっかり取っているという理解で良いか。

義務教育課指導班長： そうである。

教 育 監： 小学 6 年生や中学 3 年生については、進学した先で、状況を見ながら対応をしていく形になる。

渡 邊 委 員： 小学校の方の一斉配信メールでは、今年度の学年の教科書を次年度の初頭で使う可能性があるため、取っておいてくださいという連絡があった。年度の初めに対応するというイメージを持っていたが、状況を確認しながら慎重に進めていくというイメージで良いか。

教 育 監： そうである。

藤 井 委 員： 特別支援学校のアルコールの件について、学校については、こういった手段で手当調達ができる可能性があると思うが、過日テレビのニュースでやっていたのは、家計で医療ケアをしなければならないお子さんがいて、アルコールが足りなくなってしまうという話が出ていたが、そういうことに対する支援はあるか。

特別支援教育課指導監： 特別支援教育課補足資料 2 つ目の○の箇所となるが、これは各家庭に配布することを考えているものである。

藤 井 委 員： ニーズがどういう所にあるのかということについては、既に把握しているという事で良いか。

特別支援教育課指導監： 各家庭でどのように必要なものがあるかということは、常々各学校

で確認をしている。

藤井委員： 承知した。

渡邊委員： 将来、子ども達もコロナウイルスに感染するということが起こってくると思うが、それに対して、現在のインフルエンザのように、何名が感染したら、休校にするといった対応は行うか。また、医療ケアを必要とする御家庭において、家庭でずっと見続けなければならない御家族の方の負担が高まっていってしまうと思うが、それに対してどのようなケアを進めていく予定か。

健康体育課長： 1点目の点について、コロナウイルス感染症については、第1種感染症ということになるため、学校が地域の保健所と相談をしながら、その方針を決めていく。

特別支援教育課指導監： 家族の負担に関する支援については、関係各課と連携をして、可能な限り供給ができるよう対応をしていきたいと考えている。また、休業期間中についても、可能な限り学校での受け入れを行っているところである。子どもたちの健康状態に気を付けながら、今後も保護者の方々の声に耳を傾けて、どんな対応ができるかということを考えながら進めていきたい。

藤井委員： もう1点、特別支援学校に限ったことではなく、教育現場全てに関わることであるが、マスク等や消毒用エタノールについては、今回の件も踏まえて、常時一定数量の在庫を維持することが必要であると思う。今回の感染症が治まったとしても、次の感染症がすぐに出てくる可能性もあり得る。そういった事態に備えておくことは絶対に必要である。

健康体育課長： 現状としては、各県立学校において、前回の新型インフルエンザの経験もあり、マスクや消毒液についてはとりあえずストックはあるという状態であるため、藤井委員の御指摘どおり、もう少し綿密に考えていきたい。

渡邊委員： 学童の支援員の方々が、学校のマスクが不足してきたため、自宅のマスクを使っているが、徐々に尽きかけてきており、不安を感じているという情報があった。必要な方にしっかりと届けられるような制度の構築をお願いしたい。

教育長： 御意見について承知した。様々な課題はあると思うが、渡邊委員から御指摘いただいた点も含めて、県としてどう対応していくのかということも考えていかなければいけない。他に御意見はあるか。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

報告事項 2 静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正

教 育 長： 報告事項 2 「静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正」について、中川福利課長より報告願う。

福 利 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 53 号議案 令和 2 年度静岡県教科用図書選定審議委員の任命

※ 非公表

<非>第 54 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第 55 号議案 教職員の懲戒処分

<非>第 56 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>報告事項 3 令和 2 年度教職員人事異動概況

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和元年度第 22 回教育委員会定例会を閉会とする。